

# 和寒町農業委員会だより

発刊第 1 号

平成29年 5月 8日



## 内容一覧

- 1 ページ 創刊について・農業委員紹介
- 2 ページ 農地を売買・賃貸借・転用するには？
- 3 ページ 農業委員会委員研修会・平成28年度改善組合幹旋価格（賃貸料）  
編集後記

編集・発刊 和寒町農業委員会  
〒098-0192 和寒町字西町120番地  
TEL 0165-32-2435 FAX0165-32-4238

## 農業委員会委員研修 ～タマネギを知り、最先端技術を学びに～

平成28年7月28日～29日の2日間で本町の農業振興の発展や農業委員の資質を高めるために、各地に行きまわりました。

1日目の午前中は、栗山町の有限会社植物育種研究所の岡本氏から「さらさらレッド」というタマネギのお話をお聞きしました。さらさらレッドは、栗山町だけで栽培されているタマネギで血液をさらさらにする「ケルセチン」とよばれる成分が通常のタマネギの1.5倍から3倍含まれております。さらに、涙の出ないタマネギとして「スマイルボール」というものが、今年度の9月以降に販売されることもお聞き致しました。また、午後からは苫小牧市の「(株)Jファーム」に訪問させていただきました。広さ1haある施設が3棟並び、その施設内でベビーリーフやトマト等の生産をしています。日射や風向き、温度、湿度を植物の生育に最適な条件で制御する機械の説明を聞き、生産施設内を見学してきました。帰りにはトマトを頂き、フルーツのような甘さを感じ、皆さん驚かされていました。

2日目は、苫小牧市の日本ニューホランド(株)を訪問させていただきました。衛星から情報を受け取り、自動でトラクター等が作業をする仕組みを見学してきました。誤差がほとんどないもので2～3センチとなっております。農業委員も自動操縦のトラクターに乗り、最新技術を体験しました。

午後は、千歳市の(株)ボンタイム北海道を見学してきました。和寒町のペポカボチャを使った「ペポたると」の工程作業等を見学させていただきました。

2日間の研修でしたが、和寒町にはない考え方や技術等がありました。研修で学んだことを、和寒町の農業の発展に活かしていきたいです。



編集後記  
「和寒町農業委員会だより」第一号はいかがでしたでしょうか。様々な農業等の情報を書かせていただきました。これからも農業者の期待に応えられる情報提供をしていきますので、何卒よろしくお願  
い致します。  
広報・編集委員長 真鍋 隆裕

### 平成28年分賃貸料

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

#### 1. 田の部(水張面積10aあたり)

地区名	平均額	最高額	最低額
和寒東地区	11,300円	12,000円	11,000円
和寒南地区	11,100円	14,500円	9,000円
三和西和地区	11,300円	13,500円	9,000円
全体平均	11,200円	13,300円	9,600円

#### 2. 畑の部

地区名	平均額	最高額	最低額
和寒東地区	3,100円	3,700円	3,000円
和寒南地区	3,000円	4,000円	2,000円
三和西和地区	2,300円	2,500円	2,000円
全体平均	2,800円	3,400円	2,300円



# 農地を売買・賃貸借・転用するには？

農地を売買や賃貸借・転用をする場合には「農地法」と「基盤強化促進法」というものがあります。

## ①農地法とは？

農地法は相手が決まっている場合に農地を売買・賃貸借・転用する方法となっております。

### — 農地法3条 —

農地を売買・賃貸借するときに適用します。税金控除や嘱託登記はございませんが、契約相手を決めることができます。賃貸借につきましては期間満了に伴い、解約の意思表示がなければ、自動で期間が更新されます。

農業委員会に書類がありますので、契約内容が決まり次第お越し下さい。

農地法3条で使用貸借（経営移譲）もできます。ただし、使用貸借期間が満了しても自動で更新されませんので、期間満了になりましたら農業委員会で再度使用貸借を締結させていただきますようお願い致します。

### — 農地法4条 —

所有者の農地を宅地にする場合に適用します。宅地にする場合は見積もり・平面図・立面図・配置図等が必要になりますので、期間がかかるものとなっておりますのでお早めにお越し下さい。

事前着工や無断転用は法律違反となります。

### — 農地法5条 —

所有者から他の方へと農地を宅地にし、売買等を行う場合に適用します。農地法4条と必要書類等も同じになります。こちらも期間がかかりますのでお早めにお越し下さい。

## ②基盤強化促進法とは？

和寒町では地区ごとの改善組合で斡旋した内容を基盤強化促進法に沿って、契約を締結致します。

基盤強化促進法は農地法とは違い、契約相手が決まっていなく、売買・賃貸借をしたい場合に適用致します。地区の改善組合へご相談下さい。なお、売買の場合の登記につきましては、農業委員会が致します。譲渡所得の控除等が受けれますので、使用する場合は農業委員会へご相談下さい。

### ～基盤強化促進法を適用した事業～

#### 保有合理化事業（北海道農業公社）

売り手は北海道農業公社に農地を売買し、その農地を買い手に5年または10年賃貸借し、期間満了後に売買されます。資金がすぐに用意出来ない場合等にご使用ください。詳しくは農業委員会または地区の改善組合にご相談下さい。

#### 農地中間管理事業（北海道農業公社）

こちらの事業は10年の賃貸借をメインとした事業になります。全国に周知をし、賃貸借をする方を探します。

※詳しくは和寒町農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

# 創刊号にあたり



和寒町農業委員会  
会長 宮崎 光行

「和寒町農業委員会だより」を創刊するにあたりごあいさつを申し上げます。

農業者の皆様には、農業委員会活動に対しましてご理解やご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町の農業は、農業者の減少に伴い、農家戸数が減り、規模拡大が進み、一戸が所有する農地面積が増加していることが明らかであります。

一方、農業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地が多くなり、農地の減少が進んでいる中、農地を守っていかねばなりません。

農業委員会は農業者の代表機関であり、農地の管理や地域農業の活性化などを通して、本町農業の発展のために、委員活動を取り組んでいきます。

今年度は農業委員の改選の年であります。農業委員の選出方法が選挙制と議会・団体推薦が廃止され、市町村長が議会同意を得て任命する事になりました。

今後とも、皆様の更なるご指導とご協力をお願い申し上げます。皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

## 現農業委員会委員紹介



沼舘 助三郎



加藤 健一



真鍋 隆裕



金谷 浩幸



高橋 かおり



蛇川 政義



菊地 敏仁



八島 邦彦



西川 直哉



荒瀬 あつ子



前鼻 彰



藤井 利博